

三重県環境影響評価条例施行規則の改正について

地球温暖化対策課

1 これまでの経緯

(1) 環境影響評価について

環境影響評価は、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者があらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果について住民や自治体の意見を聴いたうえで、環境の保全について適正な配慮を行い、事業に反映させることを目的とした制度です。

わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していますが、環境影響評価法は規模が大きく環境影響の程度が著しいものになるおそれがある事業を対象としており、都道府県等が定める条例は地域の実情に応じ、比較的規模の小さい事業を対象としています。

(2) 国の規制緩和の動き

風力発電をはじめとした再生可能エネルギーは、発電時に温室効果ガスを排出しないことから、国としてもカーボンニュートラル社会の実現のために、導入を促進していく方針としています。

こうした中、内閣府特命担当大臣（規制改革）主催で開催された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件緩和が検討され、「風力発電等の導入拡大に向けた環境評価制度の見直し」を含む規制改革実施計画が令和3年6月18日に閣議決定されました。

環境省はこの決定を受け、風力発電所に係る規模要件を見直し、必ず環境影響評価を行うこととしている第一種事業について総出力1万キロワット以上を5万キロワット以上に、第二種事業について総出力37,500キロワット以上5万キロワット未満に緩和する等を内容とする環境影響評価法施行令を改正し、令和3年10月31日に施行しました。

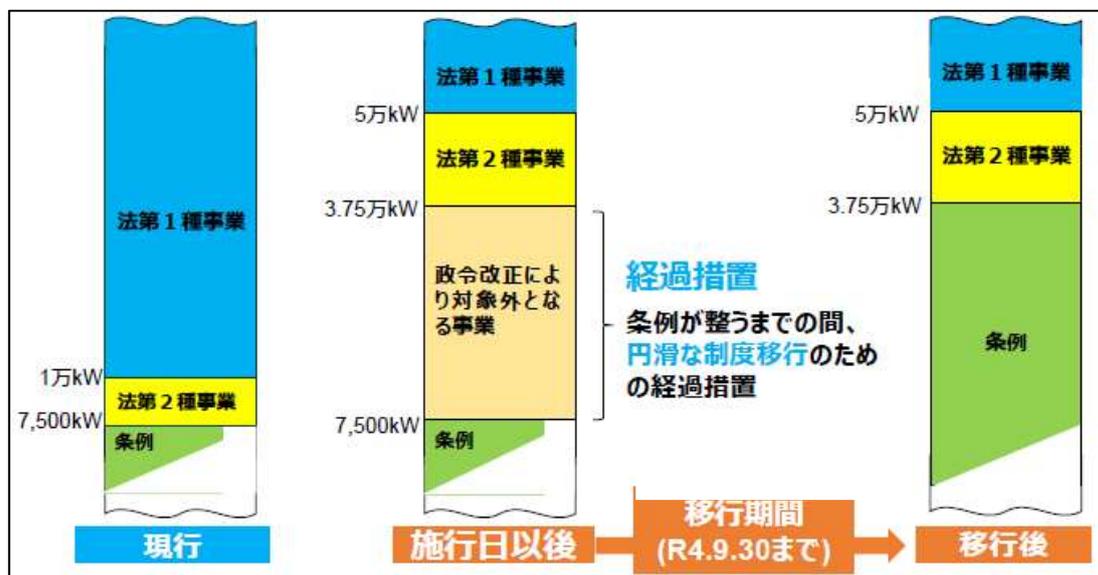


図1 改正環境影響評価法施行令の概要

なお、この施行令には経過措置が設けられ、令和4年9月30日まで引き続き現状の枠組みが維持されるものとなっています。

2 条例施行規則の改正

環境影響評価法施行令の改正により、総出力 37,500 キロワット未満の風力発電事業については法の対象事業でなくなりますが、条例の対象事業には風力発電事業が規定されていないことから、適切な環境配慮がなされないまま、事業が進められるおそれがあります。また、経済産業省と環境省が開催した見直しに関する検討会においても、法対象事業とならない規模の風力発電所について、適切な環境影響評価の実施が担保されるよう留意する必要があることが指摘されていることから、三重県環境影響評価条例施行規則を改正し、対象事業に風力発電所を追加すること及びその規模要件について、専門家の意見を踏まえた検討を行う必要があります。

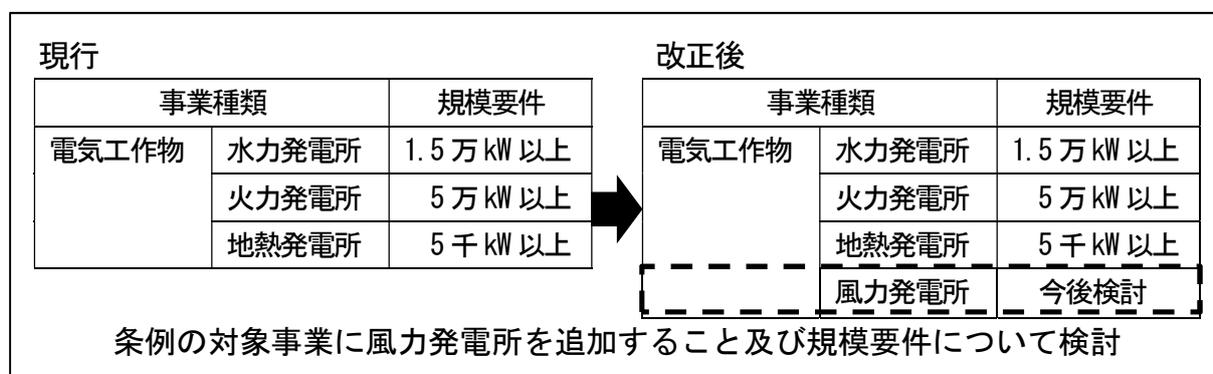


図2 環境影響評価条例施行規則の改正検討イメージ

3 今後のスケジュール（案）

【令和3年度】

令和4年3月 環境審議会へ諮問、部会の設置
環境影響評価部会（第1回）

【令和4年度】

令和4年4月 パブリックコメントの実施
5月 環境影響評価部会（第2回）
6月 環境審議会へ改正案の報告、答申
8月 改正施行規則の公布
10月1日 施行

三重県環境審議会

環境影響評価部会委員（案）

氏 名	所属・役職
つかだ もりお 塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科 教授
にしの たかのり 西野 隆典	名城大学都市情報学部都市情報学科 教授
まつお なおこ 松尾 奈緒子	三重大学大学院生物資源学研究科 講師

(50音順 敬称略)

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令の概要

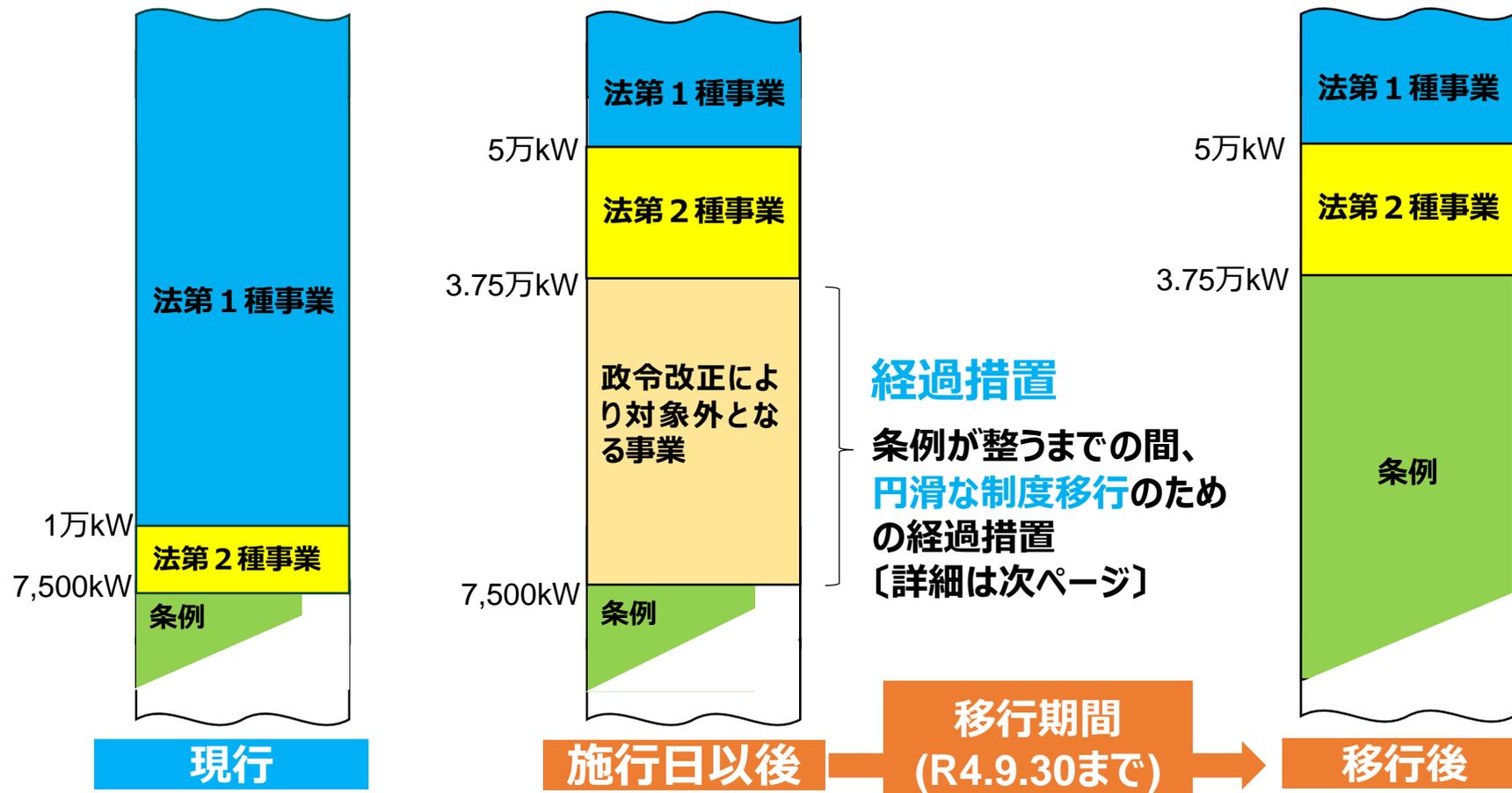
- 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の対象となる風力発電所に係る規模要件（具体的な内容を環境影響評価法施行令（平成9年政令346号）に規定。）について、以下のとおり改正する。

第一種事業：現行 1万kW以上⇒**【5万kW以上】**に改正

第二種事業：現行 7,500kW以上 1万kW未満

⇒**【3万7,500kW以上 5万kW未満】**に改正

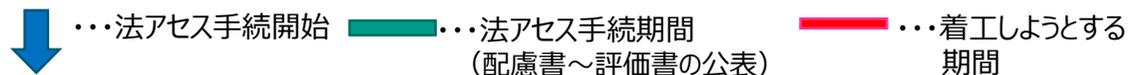
- 施行日：令和3年10月31日。なお、円滑な制度移行のため、所要の経過措置を設ける。



経過措置の内容について



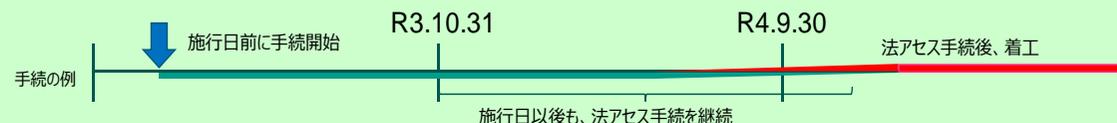
1 施行日前に法アセス手続を開始済み事業の取扱い



⇒従前のおり環境影響評価法を適用し、継続して法アセス手続を行う。

∴事業者の手戻りリスク防止

法アセス手続が途中まで進んでいるにもかかわらず、条例アセス手続を最初からやり直す手戻りが生じることを防止。



2 施行日前に法アセス手続を開始していない事業の取扱い

条例による適切な手当が講じられるまでの間、本改正公布日から約1年間（令和4年9月30日までの間）を移行期間とし、経過措置を講じる。

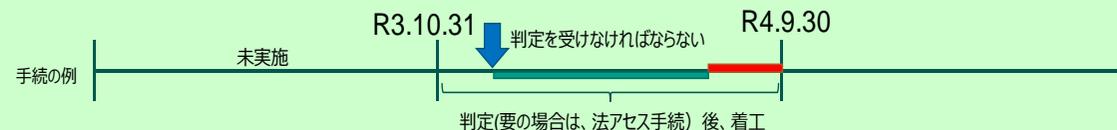
① 移行期間中（R4.9.30まで）に着工しようとする事業の取扱い

⇒法アセス手続の要否に係る経済産業大臣による判定を受けなければならない。（義務）

（経済産業大臣は、都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続の要否を判定）なお、判定を受けずに、法アセス手続を開始することも可能。

∴地域の環境保全上の支障のおそれを防止

自治体の条例整備の猶予期間(移行期間)中に着工する場合は、地域の環境影響の度合に応じて法アセス要否を判定することにより、環境保全を確保し、地域トラブルを防止。



② 移行期間後（R4.10.1以後）に着工しようとする事業の取扱い

⇒法アセス手続の要否に係る経済産業大臣による判定を受けることが可能。（任意）

（経済産業大臣は、都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続の要否を判定）なお、判定を受けずに、法アセス手続を開始することも可能。

∴事業者の手戻りリスク防止

条例が施行日後に新たに整備される場合、法及び条例アセス手続がないものとして事業計画や事業の準備等を行っていた事業者が、手続を最初から実施する手戻りが生じることを防止。



注) ・既に条例が整備されている場合は、法又は条例アセス手続を選択可能
・条例が整備されていない場合においても、条例整備を待ち、条例アセス手続を選択可能

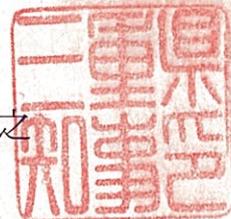
環生第 16-81 号

三重県環境審議会

三重県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年 3 月 23 日三重県規則第 65 号）を改正するため、そのあり方について、貴審議会の意見を求めます。

令和 4 年 3 月 1 日

三重県知事 一見 勝之



諮 問 理 由

環境影響評価は、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者があらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果について住民、市町長、知事などから意見を聴いたうえで、環境の保全について十分な配慮を行い、事業に反映させるための制度です。

わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していますが、国は環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模要件を見直し、第一種事業について総出力1万キロワット以上を5万キロワット以上に緩和する等を内容とする環境影響評価法施行令を令和3年10月31日に施行しました。

この改正により、法対象事業とならない規模の風力発電所について、適切な環境影響評価がなされないまま事業が進められるおそれがあることから、風力発電所を三重県環境影響評価条例の対象事業に追加すること及びその規模要件について、貴審議会に意見を求めるものです。